

日本労働社会学会国際学会参加助成制度に関する内規

(趣旨)

第一条 本内規は、常勤職についていない日本労働社会学会会員が、日本国外で開催される国際学会に参加し研究報告を行った場合の助成制度とその必要事項を定めるものである。

(対象学会)

第二条 助成対象となる国際学会は、日本労働社会学会会員の研究分野に関連した国際的な学術大会で、日本国外で開催されるものとする。

(申請)

第三条 助成を希望する会員は、原則として当該国際学会での報告終了後 3 ヶ月以内に日本労働社会学会が定める様式に従って日本労働社会学会幹事会（以下、幹事会という）に助成申請を行うものとする。

(申請の採択)

第四条 助成申請の採択は、申請受付後に幹事会の議を経て決定するものとする。

(助成対象)

第五条 本助成制度においては、以下の諸項目に該当する経費を助成の対象とする。

1. 国際学会の大会参加費
2. 国際学会参加・報告のための渡航費
3. その他、幹事会が承認した経費

(助成の要領)

第六条 申請者は、以下の要領により助成費の交付を受けるものとする。

1. 申請有資格者は、当該国際学会での報告および助成申請時点で常勤職についていない日本労働社会学会会員とする。
2. 「常勤職についていない」の解釈は、日本労働社会学会年会費の減免規程に準ずるものとする。
3. 助成は、日本労働社会学会の一会計年度（10月～翌年9月）につき、原則として一人あたり一件とする。
4. 助成金額は一件につき一律5万円とする。
5. 該当する国際学会に参加し自らが研究報告を行った場合に助成対象とする。
6. 申請者は、学会報告終了後、助成申請書（様式1）に学会プログラムおよび参加証明（参加登録を示すもの）をつけて申請を行う。

(財源)

第七条 本助成制度の財源として、「ジャーナル基金」を活用する。

付則 本内規は、2016年10月1日から実施する。

(様式1)

日本労働社会学会国際学会参加助成申請書	
申請年月日	年 月 日
氏 名	Ⓜ
所属・身分	
参加学会	
開催地	
参加期間	年 月 日 ～ 月 日
経費の種類	1. 大会参加費 2. 渡航費 3. その他 ()
報告の論題	
報告の概要	

日本労働社会学会